

令和 8 年 3 月 18 日

社会福祉法人 日本ライトハウス

理事長 橋本 照夫 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和 7 年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和 8 年 6 月 18 日までに報告されたい。

記

1 法人運営について

（1）評議員会の招集について

評議員会の目的である事項があるときは、法第 45 条の 9 第 10 項により準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 181 条第 1 項に基づき、理事会の決議により定めること。また、法第 45 条の 29 に基づき、定時評議員会の招集の通知に際して、理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告を評議員に提供すること。

（2）決議に特別の利害関係を有する評議員及び理事の確認について

法第 45 条の 9 第 8 項及び第 45 条の 14 第 5 項において、評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係を有する評議員及び理事は議決に加わることができないと定められているところ、これらの確認が十分に行われていない事実が認められたため、今後はそれぞれから確認書を徴収するなど、必要な確認を行うこと。

(3) 理事長及び業務執行理事の職務執行状況報告について

法第 45 条の 16 第 3 項及び定款第 19 条第 3 項に基づき、理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を対面により理事会に報告しなければならないため、今後は理事会に必要な報告を行うこと。

(4) 評議員の報酬について

職務執行の対価として受ける財産上の利益は報酬等に該当することから、評議員が評議員会に出席した場合や法人業務のために出張した場合等の報酬について、定款及び規程の見直し等、所要の措置を講ずること。

(5) 不動産の借用について

国及び地方公共団体以外の者から借用している就労継続支援事業に用する不動産については、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設設置する場合の要件緩和について」（平成 12 年 9 月 8 日付障第 670 号・社援第 2029 号・老発第 628 号・児発第 732 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定める要件を満たす場合を除き、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権の設定及び登記を行う必要があることから、賃貸借契約を見直すか、必要な登記を行うこと。

2 会計処理について

(1) 有価証券について

市場価格のある有価証券について、時価評価が行われていないことが認められたため、社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）第 4 条第 5 項に基づき、会計年度末日における時価評価を実施すること。

(2) 会計帳簿について

法第 45 条の 24 第 2 項に基づき、会計帳簿の閉鎖の時から 10 年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存する必要があるが、一部の拠点において会計帳簿が適正に保存されていないことが認められたため、今後は適正に保存すること。